

## Parens Patriae Action に関する補足説明

平成21年6月11日

佐野 つぐ江

- Parens Patriae Action の対象となる請求権の金額が比較的高額な例として、どのくらいの金額のものがあるか。

→ 立法当時の文献（報告書文献中の Earl W. Kintner 著作）によると、購入者が購入履歴も残していない場合が多いと考えられる「数セント」程度でも、違反行為者には莫大な違法利益が残ることを想定していた。

判例においては、「実際の被害額を三倍額して…」という記述は殆ど見られないことから、正確ではないが、3 ドルから 15 ドル程度が平均的な賠償額となる。

State of Minnesota. v. Alpine Air Products, Inc., et al., 490 N.W. 2d 888; Lexis966 Trade Cas. P69,966 (1992) 空気清浄機メーカーに対する反トラスト法及び消費者保護法に基づく AG による民事訴訟。法廷意見の中で、AG の Parens Patriae の権限を認めているが、被告メーカーに課されたものは、訴訟費用 10 万 4,165 ドル 20 セント、民事制裁金 7 万ドル、問題の商品購入者に対する一人当たり 400 ドルの返却または商品部品の交換という原状回復措置が命じられた。
--

上記事件の 400 ドルが、1980 年～2004 年の間の事例では最高額となっている。

（ミネソタ州法では、Parens Patriae の権限規定はない。）

- 個別被害者への通知を一回にまとめる（資料 1 の 4 頁）とは、どういう意味か。訴訟手続のうち、どの時点で通知を行い、どの時点までにオプト・アウトをすることを認めるのか。そのような手続でも個別被害者の権利を害さないと考えられる理由は何か。

→通知を 1 回にまとめるとの趣旨は、事件の内容と Opt Out の手続を含めた内容の通知を事件の終盤になって一定期間、雑誌・新聞等の紙媒体、TV・ラジオ・Web 等の電子媒体、及び無料電話番号の広告等の通知を行っている。このような 1 回方式は、近年のクラスアクションでも行われていることを、NY 弁護士のインタビューで確認している。

AG による訴訟で個別被害者の権利を害する問題は、議論とならず、AG が個別被害者の権利を守るために訴訟提起することの必要性から出来た制度であるという趣旨から、通知を 1 回にまとめる方が、その費用を負担する違反者の支払うべき賠償金に、通知費用 1 回分を上乗せさせて、被害者への分配金を少しでも増額することの方が、被害者の利益になるという判断による。

- 立法当時の議会での議論の状況として、AG に付与される権限が恣意的に濫用されることへの懸念（資料 1 の 7 頁）についてはどのような議論がされていたか。

→ 結論としては、AG による訴訟の終結まで、通知、Opt Out の手続結果、賠償金分配手続といった一連の流れを裁判所に報告し、承認を得て裁判所が訴訟の終結を宣言して訴訟が終結する。このように、裁判所に対して、AG を（一種の）監視する役割を果たさせることで、上記の懸念を払拭した。

- AGによる **Parens Patriae Action** が起こされている案件について、別途クラス・アクションを起こすことが可能なのか否か。

→ AGによる訴訟とクラスアクションが同時、或いは時期を若干ずらして提起された事例はある。多数の州が参加した訴訟は、クラスアクションと **Parens Patriae Action** が併合された事件もある。別々の州、別々の裁判所に提起されたそれらの訴訟が併合されて一つの連邦地方裁判所で審理され、そこで、州が代表している州民についてはクラスアクションのメンバーから除くよう、話し合いとなる。